

鳥取県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	訪問介護	平成24年3月15日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	〃	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	訪問リハビリテーション	平成24年2月1日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	介護予防訪問介護	平成24年3月15日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	〃	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	訪問リハビリテーション	平成24年2月1日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃